

# 一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会の 地域支部および支部長会議に関する細則

## 第1条（目的）

この細則は一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会（以下、本協会という）定款第51条を補足する目的で定めるものである。

## 第2条（本協会と地域支部の関係性）

地域支部の活動は本協会の活動の一部であり、地域支部は本協会に対して次に掲げる事項を定期的にまたは本協会の求めに応じて随時報告しなければならない。

- （1）支部長を始めとする支部役員の専任、退任について
- （2）支部の事業活動について
- （3）支部の予算および決算について
- （4）支部規約の制定および改廃について
- （5）その他本協会が必要を認めた事項について

## 第3条（地域支部の区域および名称）

地域支部（以下、支部という）の区域および名称は以下の通りとする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| （1）前橋支部     | 前橋市全域          |
| （2）高崎・安中支部  | 高崎市全域および安中市全域  |
| （3）桐生・みどり支部 | 桐生市全域およびみどり市全域 |
| （4）伊勢崎・佐波支部 | 伊勢崎市全域および佐波郡全域 |
| （5）太田支部     | 太田市全域          |
| （6）利根・沼田支部  | 沼田市全域および利根郡全域  |
| （7）邑楽・館林支部  | 館林市全域および邑楽郡全域  |
| （8）渋川支部     | 渋川市全域および北群馬郡全域 |
| （9）多野・藤岡支部  | 藤岡市全域および多野郡全域  |
| （10）富岡・甘楽支部 | 富岡市全域および甘楽郡全域  |
| （11）吾妻支部    | 吾妻郡全域          |

- 2 本協会が法人としての事業活動を行う上で、支部を表現する場合には前項の名称を用いる。ただし、支部にはそれぞれの成立の歴史があり、支部内で共通認識となっている独自の名称が存在することに鑑み、各支部がその活動を行う上で当該独自名称を用いることは、本協会としては差し支えないものとする。

## 第4条（支部会員）

定款第6条の（1）に定める正会員は、その所属事業所の所在地が属する支部の支部会員と見做す。ただし、所属事業所を持たない場合は、当該会員の住所地が属する支部の会員と見做す。

- 2 定款第6条の（2）に定める賛助会員である個人（以下、個人賛助会員という）は、前項の規定を準

用する。

3 何人も本協会に入会することなく支部にのみ所属し、支部会員となることはできない。

#### 第5条（支部長および支部役員）

支部は支部を代表する支部長を選任しなければならない。選任方法および任期については支部ごとに独自に定め、支部規約に明記するものとする。

2 支部長以外の支部役員の構成、員数、職務、任期等は支部ごとに独自に定め、支部規約に明記するものとする。

#### 第6条（支部活動助成金）

支部活動助成金は、正会員および個人賛助会員の支部所属人数（以下、支部会員数という）を基準として、本協会がその財政状況を勘案して年度ごとに定める計算式に当てはめ、その額を決定する。

2 支部活動助成金は、年間2回に分けて各支部の指定口座に本協会事務局から振込むものとし、前期分として毎年度7月末現在の支部会員数に基づいて計算した額を8月10日までに、後期分として12月末現在の会員数に基づいて計算した額から前期分を差し引いた差額を1月15日までに行う。

#### 第7条（支部の会計）

支部の収入は以下の通りとする。

- (1) 支部活動助成金
- (2) 事業収入（支部主催の研修会、各種イベント等の参加費を想定）
- (3) 雑収入（預金利息、用途を支部活動支援に限定して行われた寄付を想定）
- (4) 前年度繰越金

2 支部は本協会の承諾なしに委託費の生じる委託業務を独自に請け負ってはならない。

3 支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とし、年間の支出額が支部活動助成金の額を上回っている場合には、決算によって生じた剰余金を次年度に繰り越すことができる。ただし、年間の支出額が支部活動助成金の額を下回っている場合には、支部活動助成金の額と年間の支出額の差額を「戻し入れ金」として支部決算書に計上し、支部総会終了後速やかに本協会に返金しなければならない。

4 支部の会計に前項の繰越金が生ぜず、支部総会の開催費用が捻出できない場合は、本条第3項の規定にかかわらず、支部からの申し出により本協会から貸し付けを行うことができる。当該貸付金の返済は支部活動助成金前期分の振り込みに際して相殺して行うものとする。

#### 第8条（支部長会議）

本協会は、本協会と各支部および各支部間の情報交換、情報共有、協力依頼と受諾、重要事項の伝達、その他必要な事項を処理することを目的として、支部長会議を適宜開催することができる。

2 支部長会議は各支部の支部長をもって構成する。

3 支部長会議はその互選により、議長および副議長を選任する。

4 議長は支部長会議を招集し、議長として会議を進行する。

5 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

- 6 支部長は議長の招集に応じ支部長会議に出席し、意見を述べ、議決に参加するものとする。ただし、支部長に事故あるときは代理の者を出席させることができる。
- 7 前項但し書きによって出席した代理者は支部長の委任を受けた者と見做す。
- 8 支部長会議は本協会総務財政委員会が所管し、委員は支部長会議に出席し情報伝達、協力依頼、質疑応答、支部からの要望・要請に対する回答を行うことを原則とする。
- 9 本協会理事会への会議報告は総務財政委員が行う。

#### 第9条（本細則の改定および廃止）

本細則を改定および廃止する場合は、理事会において審議し決議するものとする。

- 2 前項の決議にあたっては、監事同席の下で出席理事の過半数の賛成を要する。

この細則は、令和2年10月1日より効力を発する。